

感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価
(3%加算)の届出について

標記加算を算定されているところですが、標記加算の算定にあたっては、別添「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)に基づき、適用要件の確認等が必要となります。

つきましては、下記についてご留意いただき、加算算定開始後4月目以降も標記加算を算定する事業所については下記(3)に記載している加算算定の延長の届出をしていただきますようお願いいたします。

記

(1) 各月の利用延人員数の確認

加算算定の届出を行った月から算定終了月まで、「感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式(以下、届出様式という。)」の記入例を参考に、毎月利用延人員数を算出し、算定基礎(減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数)と比較してください。

(2) 利用延人数が算定基礎と比較して5%以上減少していなかった場合

速やかに加算の算定を終了する旨の届け出をしてください。5%以上の減少が解消した月の翌月をもって加算の算定は終了となります(例えば、令和3年2月に利用延人員数の減少が生じたとして届出したが、3月においては利用延人員数が5%以上減少していない場合は、4月をもって加算の算定は終了となります)。

(3) 算定開始後2月目の利用実績においてもなお、算定基礎と比較して利用延人員数が5%以上減少しており、延長して加算を算定する場合

算定開始後3月目の15日までに、別紙届出様式の(4)に加算算定の延長を求める理由を記入し、加算算定の延長の届出をしてください。延長の届出が受理された場合、3月間加算算定の延長が可能ですが、その場合も(2)と同様に各月の利用延人員数を算出し、算定基礎と比較し5%以上減少していない場合は終了の届出をしてください。

なお、延長の届出がない事業所については、加算届出後3月目までで加算の算定は終了となります。

(4) 加算延長に係る届出方法

加算算定後3月目の15日までに柏原市福祉指導監査課にメール、郵送又は来庁により届出してください。

【提出先】

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1-55

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課

TEL : 072-971-5202 (直通)

FAX : 072-971-1801

Mail : fukushishido@city.kashiwara.lg.jp